

独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第5-2号

平成19年7月1日一部改正	平成21年3月12日一部改正
平成23年10月1日一部改正	平成24年4月1日一部改正
平成25年4月1日一部改正	平成26年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正	平成29年10月1日一部改正
令和元年10月1日一部改正	令和3年11月29日一部改正
令和4年4月1日一部改正	令和4年9月30日一部改正
令和5年2月1日一部改正	令和6年4月1日一部改正
令和6年10月25日一部改正	令和7年2月19日一部改正
令和7年6月25日一部改正	令和7年10月1日一部改正
令和8年3月30日一部改正	令和8年6月26日一部改正

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下「利用規則」という。）第5条に基づく施設使用料並びにこれらの納付手続き等については、この規程の定めるところによる。

第2条 国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「センター」という。）の施設使用料は、次のとおりとする。

一 研修施設利用に係る施設使用料（プール利用を除く。）は、第1-1表及び第1-2表のとおりとする。

二 プール利用に係る施設使用料は、第2表のとおりとする。

三 宿泊施設利用に係る施設使用料は、第3表のとおりとする。

四 利用規則第2条第3項により利用する場合の施設使用料は、所長が別に定める。

五 駐車場利用に係る施設使用料は、所長が別に定める。

六 第一号から第五号に規定する施設以外の施設（以下「パブリックスペース」という。）の利用に係る施設使用料は、第1-3表のとおりとする

2 前項第一号から第三号の施設使用料の適用は、次により行うものとする。

一 青少年及び青少年教育関係者の料金を適用するもの

ア 青少年及び青少年教育関係者が研修に利用する場合

イ 学校その他の教育機関が研修に利用する場合

ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第3項に規定する「公益法人」及びこれに類する団体（アに規定する団体を除く。）が青少年に対する研修又は青少年教育の振興を図るための研修に利用する場合

エ その他の団体、官公庁、企業等が行う研修で青少年教育の振興に資するものと所長が特に認める場合。

二 一般の料金を適用するものは、前号に掲げる団体以外の団体が研修に利用する場合

第3条 国立青少年交流の家及び国立青少年自然の家（以下「地方施設」という。）の施設使用料は、第4表のとおりとする。

2 地方施設において、研修の講師その他の者が業務上宿泊するために設置し

ている宿泊室（以下「講師等宿泊室」という。）を利用する場合の施設使用料は、第5表のとおりとする。

- 3 講師等宿泊室を利用する場合には、前項及び第1項に定める施設使用料を併せて徴収する。
- 4 第5表に定める講師等宿泊室に係る施設使用料の適用については、各施設の所長が定めるものとする。
- 5 地方施設において、第6表に定める宿泊施設を利用する場合の施設使用料は、同表のとおりとする。
- 6 前項の宿泊施設を利用する場合には、前項及び第1項に定める施設使用料を併せて徴収する。

第4条 前条に定めるもののほか、地方施設の施設利用料は、理事長と当該施設の所長が協議して定めるものとする。

第5条 センターの施設使用料の納付手続き等は、次のとおりとする。

- 2 第2条に定める施設使用料は、センターの発行する請求書により納付し、又は来所のうえ原則として、収納窓口で現金で納付するものとする。
- 3 前項の規定により納付した施設使用料は、還付しないものとする。ただし、天災その他利用者の責に帰すべきことのできない事由により施設を使用できなくなったときは、この限りでない。

第6条 地方施設の施設使用料の納付手続き等は、次のとおりとする。

- 2 第3条に定める施設使用料は、地方施設の発行する請求書により、原則として指定機関で納付し、又は地方施設の所定窓口において納付するものとする。
- 3 前項の規定により納付した施設使用料は、還付しないものとする。ただし、天災その他利用者の責に帰すべきことのできない事由により施設を使用できなくなったときは、この限りでない。

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。ただし、改正後の第3条、第5条及び第6条の規定は、平成19年10月1日に入所する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成21年3月12日から施行する。ただし、改正後の第2条及び第6条の規定は、平成21年10月1日に入所する団体から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第1-1表及び第1-2表については、平成24年3月1日に入所する団体から適用する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成24年7月1日に入所する団体から適用す

る。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2表については、平成24年5月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1-1表、第1-2表及び第3表については、平成29年9月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第6表については、平成30年10月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月29日から施行する。ただし、第2表は、令和4年4月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4表は、令和5年4月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、令和4年9月30日から施行する。ただし、第7表は、令和5年4月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。ただし、第1-1表、第1-2表、第1-3表及び第1-4表については、令和5年4月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4表については、令和6年4月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、令和6年10月25日から施行する。ただし、第1-1表、第1-2表及び第3表については、令和7年4月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 2 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし施行日前に地方施設の利用の承諾が行われた場合における第 4 表の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 6 月 2 6 日から施行する。

第1-1表
センターの研修施設利用に係る施設使用料

研修に利用する施設		時間	利用団体等の区分			
施設名	室名		青少年教育関係者等	一般	備考	
国際交流棟	国際会議室	午前	58,830円	128,520円		
		午後	67,280円	147,030円		
		夜間	77,360円	169,040円		
	レプションホール	レプションホール(全体)	午前	72,590円	158,400円	
			午後	82,490円	179,300円	
			夜間	95,150円	207,330円	
		1/3使用の場合	午前	24,180円	52,790円	
			午後	27,500円	59,760円	
			夜間	31,710円	69,120円	
		2/3使用の場合	午前	48,390円	105,600円	
			午後	55,010円	119,540円	
			夜間	63,420円	138,240円	
		第1ミーティングルーム	午前	21,990円	48,030円	
			午後	24,930円	54,630円	
			夜間	28,770円	62,880円	
	第2ミーティングルーム	午前	11,910円	26,030円		
		午後	13,740円	29,880円		
		夜間	15,950円	34,830円		
	特別室1	午前	2,190円	4,770円		
		午後	2,750円	6,230円		
		夜間	3,110円	6,600円		
	特別室2	午前	2,570円	5,690円		
		午後	3,110円	6,600円		
		夜間	3,290円	6,960円		
	特別室3	午前	3,480円	7,520円		
		午後	4,200円	9,150円		
		夜間	4,380円	9,720円		
特別室4	午前	1,650円	3,480円			
	午後	1,830円	4,020円			
	夜間	2,010円	4,380円			
センター棟	20人室	午前	2,570円	5,690円		
		午後	3,110円	6,600円		
		夜間	3,290円	6,960円		
	会議室・20人室	午前	3,110円	6,600円		
		午後	3,840円	8,430円		
		夜間	4,020円	8,790円		
	40人室	午前	3,110円	6,600円		
		午後	3,840円	8,430円		
		夜間	4,020円	8,790円		
	パソコン対応40人室(103号室)	午前	5,510円	11,910円		
		午後	6,410円	14,100円		
		夜間	7,140円	15,410円		
	80人室	午前	5,510円	11,910円		
		午後	6,410円	14,100円		
		夜間	7,140円	15,410円		
	120人室	午前	8,240円	17,960円		
		午後	10,260円	22,370円		
		夜間	11,180円	24,180円		
	160人室	午前	11,550円	25,110円		
		午後	14,280円	31,160円		
		夜間	15,590円	33,900円		
	200人室	午前	14,490円	31,710円		
		午後	18,330円	39,960円		
		夜間	19,800円	43,080円		
300人室	午前	18,960円	40,880円			
	午後	23,640円	51,510円			
	夜間	25,490円	55,370円			
スポーツ棟	大体育室	午前	24,750円	54,090円		
		午後	30,400円	66,360円		
		夜間	32,990円	72,230円		
	第1～第3体育室	午前	12,470円	27,320円		
		午後	15,410円	33,360円		
		夜間	16,500円	36,110円		
	第4,第5体育室	午前	4,200円	9,150円		
		午後	5,690円	12,270円		
		夜間	6,050円	13,190円		
	第1研修室	午前	3,110円	6,600円		
		午後	3,840円	8,430円		
		夜間	4,020円	8,790円		

研修に利用する施設		時間	利用団体等の区分				
施設名	室名		青少年教育関係者等	一般	備考		
スポーツ棟	第2研修室	午前	2,570円	5,690円			
		午後	3,110円	6,600円			
		夜間	3,290円	6,960円			
	テニスコート	①	1,730円	3,670円	10:00~12:00		
		②	1,730円	3,670円	13:00~15:00		
		③	1,730円	3,670円	15:30~17:30		
④		2,040円	4,380円	18:00~20:00			
桜花亭	桜花亭	午前	4,030円	8,790円			
		午後	5,130円	11,120円			
		夜間	5,490円	11,970円			
カルチャー棟	大ホール	大ホール		第1-2表参照			
		小楽屋	午前	1,650円	4,350円		
			午後	1,830円	4,550円		
			夜間	2,010円	4,920円		
		大楽屋	午前	1,830円	4,820円		
			午後	2,010円	5,000円		
			夜間	2,370円	5,810円		
		楽屋S	午前	3,110円	8,190円		
			午後	3,660円	9,120円		
			夜間	3,840円	9,410円		
		楽屋事務室	午前	2,570円	6,030円		
			午後	3,110円	6,680円		
			夜間	3,110円	7,430円		
		投光室	午前	33,540円	36,480円		
			午後	37,940円	41,430円		
	夜間		37,940円	41,430円			
	小ホール	小ホール		第1-2表参照			
		楽屋	午前	1,650円	4,190円		
			午後	1,830円	4,440円		
			夜間	2,010円	4,800円		
		楽屋事務室	午前	2,370円	6,030円		
			午後	2,750円	6,680円		
			夜間	3,110円	7,430円		
		投光室	午前	64,350円	70,220円		
			午後	73,680円	80,300円		
			夜間	73,680円	80,300円		
		リハーサル室		第1-2表参照			
		音楽演劇室	音楽演劇室				
			中練習室(大)	午前	10,460円	22,910円	
				午後	12,830円	28,230円	
				夜間	13,920円	30,440円	
	中練習室(小)		午前	7,520円	16,310円		
			午後	9,150円	19,800円		
			夜間	9,900円	21,630円		
	小練習室		午前	4,020円	8,790円		
			午後	5,310円	11,360円		
			夜間	5,690円	12,270円		
	音楽室		午前	4,020円	8,790円		
			午後	5,310円	11,360円		
			夜間	5,690円	12,270円		
	演劇室		午前	4,020円	8,790円		
			午後	5,310円	11,360円		
		夜間	5,690円	12,270円			
	工芸室	午前	3,660円	7,880円			
		午後	4,380円	9,720円			
夜間		5,130円	11,000円				
美術室	午前	3,660円	7,880円				
	午後	4,380円	9,720円				
	夜間	5,130円	11,000円				
和室	午前	3,290円	6,960円				
	午後	4,020円	8,790円				
	夜間	5,130円	9,150円				
展示コーナー	午前	7,520円	16,310円				
	午後	9,150円	19,800円				
	夜間	9,900円	21,630円				
ピアノ貸出	午前	14,670円	15,890円	本料金が適用されるピアノは、大・小ホール及びリハーサル室の使用に限る			
	午後	16,500円	18,030円				
	夜間	16,500円	18,030円				
D棟	さくら	①	16,200円	29,600円	①10:00~14:00		
		②	21,100円	39,900円	②16:00~21:00		
野外活動広場	野外活動広場	①	13,900円	30,000円	①10:00~15:00		
		②	13,900円	30,000円	②15:00~20:00		

第1-2表

センターのカルチャー棟大・小ホール及びリハーサル室利用に係る施設使用料

室名	利用団体等の区分	午前	午後	夜間	全日
大ホール (全室)	青少年教育関係者等	68,550円	114,030円	149,420円	308,000円
	一般	180,390円	283,800円	365,550円	705,470円
(舞台)	青少年教育関係者等	29,340円	49,860円	62,880円	131,810円
	一般	77,180円	124,080円	153,870円	301,970円
小ホール (全室)	青少年教育関係者等	43,800円	72,590円	94,610円	195,800円
	一般	111,270円	176,360円	226,230円	436,880円
(舞台)	青少年教育関係者等	22,910円	38,130円	49,680円	102,660円
	一般	58,190円	92,670円	118,770円	229,050円
リハーサル室	青少年教育関係者等	13,560円	22,170円	29,340円	60,320円
	一般	29,520円	48,390円	63,780円	120,630円

備考

- 1 本表は、午前、午後又は夜間の別における一区分の料金である。(テニスコートを除く。)
- 2 国際交流棟レセプションホールを分割利用する団体が、施設使用料納付後に残りの分割部分を追加する場合の施設使用料は、追加利用部分に係る分割料金を徴収するものとする。

第1-3表

センターのパブリックスペース利用に係る施設使用料

研修に利用する施設	使用料
センターが認めた場所	70円

備考

- 1 1㎡・1時間当たりの使用料単価である。
- 2 施設使用料は、利用する面積・時間数に使用料単価を乗じて得た額とする。

第2表

センターのプール利用に係る施設使用料

研修に利用する施設		利用団体等の区分			
施設名	室名	青少年教育関係者等	一般	中学生以下	高校生以上
スポーツ棟	プール	2,440円	4,880円	190円	510円

備考

- 1 青少年団体等及び一般の団体の料金は1コース単位とし、利用時間は次の区分とする。
 - イ 10時から12時まで
 - ロ 12時から14時まで
 - ハ 14時から16時まで
 - ニ 16時から18時まで
 - ホ 18時から20時まで
 - ヘ 20時から22時まで
- 2 中学生以下及び高校生以上の利用料金は1人2時間単位とし、利用時間は9時から22時までとする。
- 3 2時間を超える料金は、1人1時間単位の追加料金として、中学生以下70円、高校生以上240円とする。

第3表
センターの宿泊施設利用に係る施設使用料

宿泊研修に利用する 宿泊施設	利用団体等の区分	
	青少年教育関係者等	一般
A棟	2,900円	5,660円
B棟(浴室・トイレ無) C棟	2,960円	5,720円
B棟(浴室・トイレ有)	5,000円	8,000円
D棟	5,000円	8,000円

備考 本表は、利用者1人1泊についての料金である。

第4表
地方施設の施設利用に係る施設使用料

《本館泊・ロッジ泊》

区分	料金
幼児(年少未満)	0円
幼児(年少から年長)	300円/泊
子供(小学生から高校生)	600円/泊
【一部免除】	
要保護・準要保護世帯利用 ※部活・サークルを含む学校利用が対象。	300円/泊
特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体利用 ※経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある 子供を支援する団体での利用が対象。 ※当該活動に対して自治体から公的支援を受けて いる場合を除く。	300円/泊
大人	2,500円/泊
【一部免除】	
大学・短大等の学生利用	1,200円/泊
要保護・準要保護世帯利用 ※部活・サークルを含む学校利用かつ、 該当する世帯の小学生～高校生に帯同する大人(★)が対象。 その他、該当する世帯の就学前の子供たちに帯同する 大人(★)も対象。 (★)：該当する世帯の大人(保護者)に限る。	300円/泊
特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体利用 ※経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある 子供を支援する団体での利用が対象。 ※当該活動に対して自治体から公的支援を受けている 場合を除く。 ※子供たちに帯同、または、子供たちの活動の下見の 場合が対象。	300円/泊

《テント泊》

区分	料金
【一部免除】	
幼児（年少未満）	0円
幼児（年少から年長）	300円/泊
子供（小学生から高校生）	300円/泊
大人	1,200円/泊
大学・短大等の学生利用	600円/泊
青少年団体利用	600円/泊
※利用区分が「青少年」となる団体が対象。	
要保護・準要保護世帯利用	300円/泊
※部活・サークルを含む学校利用かつ、該当する小学生～高校生に帯同する大人（★）が対象。 その他、該当する世帯の就学前の子供たちに帯同する大人（★）も対象。 （★）：該当する世帯の大人（保護者）に限る。	
特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体利用	300円/泊
※経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある子供を支援する団体での利用が対象。 ※当該活動に対して自治体から公的支援を受けている場合を除く。 ※子供たちに帯同、または、子供たちの活動の下見の場合が対象。	

第5表

講師等宿泊室の区分	A	B	C
施設使用料	1,630円	1,220円	810円

備考 本表は、利用者1人1回についての料金である。

第6表

地方施設名	宿泊施設名	施設使用料
国立中央青少年交流の家	あかまつ棟（個室）	1,600円
	つつじ棟（個室）	
国立淡路青少年交流の家	C棟（個室）	1,700円
	D棟（個室）	
国立夜須高原青少年自然の家	ドリームB棟	1,200円

備考 本表は、利用者1人1回についての料金である。